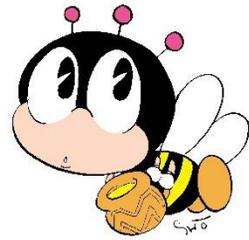


大田区社会教育関係団体登録制度実施要綱 改正のお知らせ



主な改正点は以下の5点です。

1 団体の重複登録ができません

会員の7割以上が既に登録されている社会教育関係団体と重複し、かつ、活動内容が同一の団体は登録ができません。

2 区分が「少年育成」「少年」「一般」の3区分になりました

「青年」、「青少年」、「成人A」、「成人B」、「一般」として登録されていた団体は全て「一般」団体となります。

3 申請等のできる方が代表者又は役員のみとなりました

[新規登録]代表者のみ

[更新・変更・再発行・取下]規約・会則に定める役員(代表者含む)

[登録証の受け取り]規約・会則に定める役員(代表者含む)

4 有効期間満了までに更新完了しない場合登録抹消となります

有効期間が終了する14日前までに更新の手続きを行ってください。

5 代表、会計、会計監査が必置(兼務不可)となりました

登録要件に「役員として、代表、会計及び会計監査を置き、それらの役職が兼務されていないこと」が加わりました。

登録情報の公開について

原則として公開するもの

団体名

代表者氏名、連絡員氏名のうち団体が公開を承認したもの

代表者、連絡員の連絡先(電話番号、メールアドレス)のうち団体が公開を承認したもの

活動内容、活動レベル、活動場所、活動日、活動時間、未経験者の受入可否

入会金、会費

平均年齢

会員数及びその内訳、世話人数

このほか、団体の紹介文(PRコメント)の掲載も可能です。(任意)

公開媒体

区ホームページ

生涯学習ウェブサイト

区施設窓口の閲覧用名簿

